

生物多様性条約と日本の対応

・生物多様性の保全は、地球温暖化防止と双璧をなす地球環境問題として認識されるようになり、1992年の「国連環境開発会議」（地球サミット）で、「生物の多様性に関する条約」が誕生しました。生物多様性条約は、生物多様性を守ること、生物を利用するときは生物多様性をそこなわないやり方で行うことなどを目的としています。そして、加盟国それぞれが計画を立ててこの目的を達成できるよう努力しなければならないとしています。2011年3月現在193の国が加盟しています。

・日本は、地球サミット開催に先立ち、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）を急ぎ定めました。生物多様性保全に対する日本の前向きな姿勢を世界に示したものと いえます。

・地球サミットの翌1993年、日本は生物多様性条約を批准しましたが、それに際して国内法上の対応＝新規立法や法改正は行われませんでした。その後の15年間における日本政府の対応はおおむね次のようなものでした。

- ・条約上義務付けられているところに従い、「生物多様性国家戦略」を関係閣僚会議で了解し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国政に反映させることとしました。
- ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（1918年）、「自然公園法」（1957年）を改正しました（生物多様性条約の動きと直接には関連していません。）
- ・「自然再生推進法」（2002年）、「外来生物の生態系等に対する被害の防止に関する法律」（2004年）、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」が新たにつくられました（前2者は、生物多様性条約の動きと直接には関連していません。）
- ・種の保存法は、国内希少種の絶滅の危険を減らすはたらきを果たしてきたとは到底いえない状況でした。しかし、改正の動きはまったくありませんでした。

・問題は、次のとおり、生物多様性保全のためにもっとも核心的・根本的な対策が法制化されていないことでした。

- ・種の多様性を保全するためには、種の絶滅を防止するだけでなく、絶滅のおそれのある種を野生下で健全な状態（自然に進化できる状態）にまで回復させることが必要です。ところが、そのような制度は種の保存法に定められていません。
- ・生態系の多様性を保全するためには、生態系あるいはそれらの組み合わせが存在する地域を単位として、地域内の土地利用や開発事業を保全の観点から調整することが必要です。ところが、そのような制度は法律に定められていません。関係省庁の

申し合わせに過ぎない「生物多様性国家戦略」は、各種土地利用・事業関連法に基づく公共事業に対して影響力を発揮してきませんでした。

・2008年6月6日、「生物多様性基本法」が成立しました。この法律は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的」としています。

- ・「生物多様性国家戦略」を法律に基づく国の計画として位置づけ、他の国の計画は同戦略を基本とすることが明示されました。
- ・種の保存について、現行の施策を列挙しつつ「その他必要な措置を講ずるものとする」と決めました。この決め方は、現行法でとどまってよいという意味ではなく、新たな施策・制度を求めていると理解することができます。法律の本文後に置かれた「付則」の第2条でも、「政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存」「その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定めています。
- ・「国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする」という定めも置かれました。ランドスケープレベルの保全のための新たな制度を求めたものといえます。

・2010年10月18日、「生物多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約」）の第10回締約国会議（以下”CoP10“）が名古屋で開催されました。

CoP10では、「生物多様性2010-2020戦略計画および愛知ターゲット」が採択されました。そこでは野生生物種の絶滅を防止し、絶滅の危険のない状態に種を回復させることが目標のひとつとされています。日本が、この目標に向けて、種の保存法改正を含め、どのような対応をとっていくかが注目されています。

（坂元雅行）